

## ～あなたの街の相談パートナー～ 人権擁護委員制度 70周年

皆さんは「人権擁護委員」をご存じですか？ 今年是人権擁護委員制度が創設されて70周年を迎えます。石垣市においては、7名の人権擁護委員が活動しています。

### ■人権擁護委員ってどんな人？

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱を受けて活動している民間ボランティアです。人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を、日々、地域の中で行っています。

### ■人権擁護委員制度のあゆみ

人権擁護委員制度は、昭和23年7月17日に公布・施行された人権擁護委員令によって誕生しました。

昭和24年6月1日には、同令の廃止とともに人権擁護委員法が施行され、現在の人権擁護委員制度が確立しました（ちなみに、この6月1日を「人権擁護委員の日」としています）。

人権擁護委員の数は、創設当初は非常に少数でしたが、現在では約14,000人となっており、全国に人権擁護委員の活動が浸透するに至っています。人権擁護委員は、民間の中にあつて、弱い立場にある人の心に寄り添い、創意工夫をこらして、地道な活動を積み重ねてきました。

### ■人権相談～ひとりで悩まないで

人権擁護委員の活動の一つである人権相談は、法務局、地方法務局又はその支局等で行っています。相談は無料で、相談についての秘密は厳守します。いじめ、差別、虐待など、ひとりで悩まず人権擁護委員に御相談ください。電話による相談は、みんなの人権110番（0570-003-110）等があります。

### ■人権擁護委員として活動しませんか

あなたも、人権擁護委員として地域に貢献しませんか。興味を持たれた方は、上記の問合せ先にご連絡ください。

人権擁護委員に関するお問合せは、那覇地方法務局石垣支局電話（0980）82-2004へどうぞ

## 介護保険負担限度額認定証【更新のお知らせ】

現在お持ちの負担限度額認定証は平成30年7月31日が有効期限となっています。

負担限度額認定とは、介護老人保健施設への入所やショートステイを利用されている方のうち、本人及び世帯全員が住民税非課税であることなど、一定の要件をみたす方について、申請により食費及び居住費の負担を軽くする制度です。

### 【持ってくるもの】

- 1 本人の負担限度額認定証、介護保険証、負担割合証のいずれか
  - 2 申請に来る方の本人確認ができるもの（免許証など）
  - 3 本人、配偶者、申請者の印鑑（スタンプ式は不可）
  - 4 本人、配偶者のマイナンバーが確認できるもの
  - 5 本人、配偶者の預金通帳口座残高の写し
    - ①銀行名・支店名・口座番号・名義が記載されている面
    - ②直近2ヵ月以内の最終残高が記載されている面※複数の通帳をお持ちの場合は、全ての通帳の写しが必要
- ★6 生活保護を受給されている方は生活保護受給証明書（生活保護受給者は預金通帳の写しは不要）
- ★7 住所地特例の方は本人・配偶者の平成30年度所得証明書（または本人・配偶者のマイナンバー確認ができるもの）
- ★は対象の方のみご持参ください。



※介護長寿課でのコピーはできませんので、提出書類は事前にご準備をお願いします。

### 【更新の受付期間】

平成30年8月1日（水）～  
平成30年8月31日（金）

### 【お問合わせ】

石垣市介護長寿課 給付認定係  
☎0980-87-6022